

# 一般財団法人WORLD S L I N K

## 定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人WORLD S L I N Kと称する。

2 この法人を日本語で表記する場合は、一般財団法人ワールズ・リンクとし、略称をWLとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県瀬戸市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国と諸外国、特に発展途上国（以下、「関係国」と呼ぶ）間における、国際相互理解の促進並びに経済、医療・介護・福祉及び教育等の相互発展に資するため、人材交流並びに技能、技術及び知識等の移転並びに自然災害による被災地域への支援等に関する諸事業を行い、もって我が国と関係国の人材の育成及び社会の健全な自立的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)各産業、医療・介護・福祉分野等の専門家及びその関係者の交流支援等に関する事業

(2)教育分野等への教師、研究者及びその関係者の交流支援等に関する事業

(3)その他、この法人の目的達成に資する分野における交流支援等に関する事業

(4)関係国からの留学生の支援等に関する事業

(5)前条の目的達成に資する活動を行っている団体への支援等に関する事業

(6)社会奉仕意識確立に資する人材育成等に関する事業

(7)わが国及び関係国における自然災害等の被災地域への支援等に関する事業

(8)無料職業紹介に関する事業

(9)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

## 第3章 資産及び会計

### (財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠のものとして理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の維持及び処分)

第6条 この法人は、基本財産の適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に供する場合は、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。

### (事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

### (事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

## 第4章 評議員

### 第1節 評議員

(定数)

第10条 この法人に、3名以上の評議員を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員、及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

1) 国の機関

2) 地方公共団体

3) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

4) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

6) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）、又は認可法人

(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(権限)

第12条 評議員は、評議員会を構成し、第15条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事並びに評議員の報酬及び費用に関する規程

(3) 理事及び監事の報酬及び費用の額

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の帰属

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要があ

る場合には、いつでも開催することができる。

#### (招集)

- 第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が評議員会を招集する。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
  - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

#### (招集の通知)

- 第 18 条 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して、招集の通知を発しなければならない。
- 2 評議員会を招集するときは、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる
  - 3 前条及び前2項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

#### (議長)

- 第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

#### (決議)

- 第 20 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 定款の変更
    - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
    - (4) その他法令で定められた事項

#### (決議の省略)

- 第 21 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その

提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

## 第 5 章 役員等及び理事会

### 第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。また、理事のうち1名以上を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法の業務執行理事とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務の運営を総括する。
  - 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
  - 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
  - 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解任)

第29条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められたとき。

#### (報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び特別の職務を執行した役員には、その対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証すること及びその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (責任の一部免除又は限定)

第32条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第198条において準用する同第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め



定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第 33 条 この法人に 5 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、必要な助言を行う。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

## 第 2 節 理事会

(設置)

第 34 条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事、及び常務理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(種類及び開催)

第 36 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第 27 条第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集

する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

#### (招集の通知)

- 第38条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して召集の通知しなければならない。
- 2 理事会を招集するときは、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
  - 3 前条及び前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

#### (議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その出席した理事の過半数をもって決する。

#### (決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### (報告の省略)

- 第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

#### (議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録

をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

## 第6章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、業務執行理事がこれを兼務することができる。
- 4 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の任免には理事会の承認を必要とする。

## 第7章 会員

(会員)

第45条 この法人の主旨に賛同し、事業の健全な運営を後援し、又はこれに協力する団体、企業、及び個人を賛助会員とすることができる。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条第1項についても適用する。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併及び事業の全部は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金及び残余財産の処分)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

- 2 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 情報公開

(公告)

第50条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 附則

(定款の施行)

第52条 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

(設立者の氏名及び住所)

第53条 この法人の設立者は次のとおりである。

氏 名

森井 晴生

(設立者が拠出する財産及びその価額)

第54条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

森井 晴生

現金300万円

(設立時の評議員)

第55条 この法人の設立時評議員は次のとおりとする。

森井 元志、小野崎 庄一、高橋 清一

(設立時の役員等)

第56条 この法人の設立時の役員は次のとおりとする。

代表理事(理事長) 森井 晴生

業務執行理事(専務理事) 善木 康晴

理 事 森井 晴生、善木 康晴、高橋 清嗣

監 事 宮川 淳

(最初の事業計画)

第57条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第58条 この法人の設立当初の事業年度は、第7条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2015年3月31日までとする。

以上、一般財団法人 WORLDS LINK の設立のため、設立者が本定款を作成し、これに記名押印する。

2015年2月25日

設立者 森井 晴生